

計算書類に対する注記(なごみかぜ工房拠点区分用)

1. 重要な会計方針

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 製品
最終仕入原価法による原価法によっている
- ② 原材料
最終仕入原価法による原価法によっている

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
定額法によっている
- ② 無形固定資産
定額法によっている

(3) 引当金の計上基準

- ① 退職給付引当金
職員の退職給付に備えるため、期末退職金要支給額を計上している。
- ② 賞与引当金
職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、静岡県社会福祉事業共済会の退職共済制度によっている。

4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) なごみかぜ工房拠点計算書類(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙4)
 - ア「法人本部」
 - イ「なごみかぜ工房(就労継続B)」
 - ウ「日中一時支援事業」
 - エ「移動支援(外出)事業」
 - オ「指定相談支援事業所 風の窓」
 - カ「特定相談支援事業 風の窓」
 - キ「障害児相談支援事業 風の窓」
- (3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3)
障害福祉サービス事業所により省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	29,966,594	0	0	29,966,594
建物	61,211,378	0	3,800,762	57,410,616
合計	91,177,972	0	3,800,762	87,377,210

6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

建物(基本財産)	54,214,930
計	54,214,930 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む)	11,700,000
計	11,700,000 円

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	99,832,602	42,421,986	57,410,616
建物(付属設備)	2,226,000	820,281	1,405,719
構築物	13,608,200	6,943,321	6,664,879
機械及び装置	14,647,706	6,439,849	8,207,857
車両運搬具	10,337,957	5,927,558	4,410,399
器具及び備品	4,654,498	2,686,201	1,968,297
合計	145,306,963	65,239,196	80,067,767

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにする

ために必要な事項

該当なし